

CULTURE & ARTS BULLETIN

価格評価事業者認定制度（以下「本制度」といいます。）の運用開始に向け公表されたもので、本実施要項案は本制度の実施に関して必要な事項を定めるものであり、また、本ガイドライン案は、本制度において認定を受ける価格評価事業者がとるべき価格評価の手法、手順等について整理を行うものです。本制度は、美術品一般ではなく、「美術品（近現代分野）」に限定して導入されるものであり、本ガイドライン案によれば、「美術品（近現代分野）」とは、おおむね 1870 年代以降に制作された国内外作家の美術品をいうものとされています。

本実施要項案によれば、本制度は、美術品（近現代分野）の価格評価の信頼性を高めるため、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的とするものとされています。また、本制度は、価格評価に関する制度であり、個々の美術品について真贋鑑定を行ったり真贋鑑定の適正性を担保するものでないことや、「歴史上、芸術上、学術上価値」を評価するものでないことが強調されています。

これまでの経緯を振り返りますと、2017 年度調査事業「美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業」による提言³以降、文化庁は、ワーキンググループ等において美術品に関する公的な鑑定評価制度に関する議論を継続してきましたが、2021 年 3 月公表の文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による『文化芸術立国』の実現に向けて」⁴において、公的な鑑定評価の仕組みの導入が必要であることが初めて明確に示されました。

その後、価格評価事業者を認定するという仕組みについては、2022 年 3 月 29 日付け文化審議会第 1 期文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ報告書⁵が、わが国の「アート市場の活性化」を実現するため、公平で透明なアート市場を支えるインフラとして公的な鑑定評価制度を位置づけたうえで、当面は法整備を伴わない形で民間事業者を認定する方法を軸に検討を進める方針を示し、その後、文化審議会文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ公的な鑑定評価に関する作業部会による 2023 年 3 月公表に係る「中間とりまとめ」⁶（以下「本中間とりまとめ」といいます。）において、2023 年度に事業者の認定方法について作業部会において検討を進めることが公表され、今般、本実施要項案が公表されたものです。

また、2023 年 3 月、本中間とりまとめの公表に際して、評価者がとるべき手法、手順等について整理を行うものとして「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」⁷が公表され、当該試行版の改訂版として、今般、本ガイドライン案が公表されました。

なお、贈与税や相続税の文脈においては、個人が保有する「書画骨とう品」の価額

³ https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/r1393028_18.pdf

⁴ アート市場活性化ワーキンググループ 報告書「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による『文化芸術立国』の実現に向けて」の公表について | 文化庁 (bunka.go.jp)

⁵ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/seido_working/pdf/93687501_01.pdf

⁶ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/seido_working_02/pdf/93914101_01.pdf

⁷ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/seido_working_02/pdf/93914101_02.pdf

CULTURE & ARTS BULLETIN

は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価するものとされていますが（財産評価基本通達 135(2)）、このうち精通者意見価格については、どのような者のどのような意見であれば精通者意見と認められるか、必ずしも明らかでないという問題があります（一例として、美術館学芸員の地位にある者の意見について、「世界的名画の歴史的価値や社会的価値については専門的知見を有しているものと解されるが、通常の業務として世界的名画の売買取引を行っている者ではないから、世界的名画の取引市場の動向についての専門的知見を有している者に該当するのかが疑問であり」、精通者意見として用いることができないと判示した裁判例として、静岡地判平17.3.30 税資 256 号順号 10283 があります。）。

本パブコメにおいては、上記のとおり、消費者への適切な情報提供とそれによる美術品（近現代分野）の価格評価の信頼性の向上が本制度の目的であると説明されており、税務上のインプリケーションについての直接的な言及はありません。しかしながら、美術品の公的な鑑定評価制度については、当初より、税務との整合性・税務実務等における有用性の観点を踏まえて議論されてきたという経緯があることも踏まえると、本制度に基づいて認定された事業者が、美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドラインに基づいて鑑定した美術品（近現代分野）の価格については、税務上の「書画骨とう品」の価額として取り扱われる実務が中長期的に形成されていく可能性も十分にあるように思われるため、今後の展開に注意が必要です。

（高橋 悠）

2. 日本ディープラーニング協会による「生成 AI の利用ガイドライン（画像編）」の公開

本ニュースレターの2023年5月号及び同年11月号でも紹介した日本ディープラーニング協会において、2024年2月13日、「生成 AI の利用ガイドライン（画像編）（以下「画像編」といいます。）が公開されました⁸。同協会は、これまでは、Chat GPT等の文書生成 AI を念頭に置いた生成 AI を対象としてガイドラインを作成していましたが、画像編は、今後、事業者において、Stable Diffusion や Midjourney、DALL-E2等の画像生成 AI を積極的に活用する際の社内ガイドライン策定時の指針として参考になるものといえます。

画像編の構成は、まず、「画像生成 AI を利用する際の社内の体制についてのルール」が規定され、次に、「画像生成 AI にプロンプトを入力する際に遵守すべきルール」、最後に、「画像生成 AI から出力された AI 生成物を利用する際に遵守すべきルール」が規定されています。文書生成 AI の利用を念頭において公開されているガイドラインとは異なり、画像生成 AI の利用に際しての留意事項にも関連し、事業者内で利用を認める画像生成 AI を選択する際に検討すべき事項が挙げられていますが、そのう

⁸ [JDLA が、『生成 AI の利用ガイドライン（画像編）』を公開 - 一般社団法人日本ディープラーニング協会【公式】](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

ち、「特定の作風を模倣することを意図したのか」を審査する点は画像生成 AI 特有の観点といえるでしょう。これは、作風それ自体には著作権が発生しないことを前提に、作風が類似する場合に著作権侵害のリスクが高まること及び著作権侵害とは別に著作者との間でトラブルになるリスク等も考慮した上での検討事項と説明されています。

また、2024 年 1 月 23 日に公表された文化庁による「AI と著作権に関する考え方について（素案）」（以下「文化庁素案」といいます。）の整理も参考として、生成 AI を利用した場合の依拠性の考え方に関し、「生成 AI の開発・学習段階で…著作物を学習していた場合については、通常依拠性があったと推認されうる」という解釈が採用された場合の著作権侵害リスクを考慮し、利用する AI モデルの用いた学習データの内容（少なくとも、非公表データの使用の有無や特定の作者の著作物のみを学習しているなどの偏りがないか等）は検討すべき事項として挙げられています。なお、商標権及び意匠権の侵害には、依拠性が要求されないことから、既存の登録商標や登録意匠に類似するものとならないように留意してプロンプトを入力する必要がある旨規定することが推奨されています（この点は、キャッチコピー等を生成する場合に文書生成 AI においても留意すべき事項といえます。）。

そのほか、画像生成 AI の利用に限定されるものではありませんが、AI 生成物が AI によって生成されたものであることが分かるように、生成 AI を利用して出力されたコンテンツについて、「AI 生成物管理簿」のような表による管理や保存方法の区別を行うことによって、（創作的表現であれば著作権が当然に企業等に帰属する）人間によるコンテンツと取扱いを分けることが推奨されています。AI 生成物については、利用者の創作的意図があり、かつ、当該利用者が創作的寄与をしたと認められる場合に限り、著作権が発生するとされますが、創作的寄与の有無は、例えば、文化庁素案では、①指示・入力（プロンプト等）の分量・内容、②生成の試行回数、③複数の生成物からの選択の有無等を総合的に考慮して判断されると示されており、具体的事案に応じて判断せざるを得ません。そうすると、事業者内部で、第三者に無断で使用された場合に差止め請求や損害賠償請求等の権利行使が当然に可能である人間による創作物とは明確に区別して管理しておくことは有用といえるでしょう。

画像編では、上記に加え、画像生成 AI 独自の留意点として、例えば画像生成 AI を利用して商品開発を行う場合に、商品開発の段階では不正競争防止法違反の有無を検討する必要があること、EU 等の他の法領域で検討が進む AI 生成物であることの開示に関する検討（開示の要否・開示する場合の開示方法の検討）も行うべきとされています。

上記のとおり、画像編においては、画像生成 AI に特化した規定が見受けられる一方で、文書生成 AI 及び画像生成 AI の双方に共通する事項については記載が省略されていますので、事業者内で画像生成 AI を含む生成 AI の活用を検討される場合には、2023 年 10 月に改訂版の公開されている「生成 AI の利用ガイドライン」も併せて参考にしつつ、ガイドラインを策定することが望ましいといえます。また、画像編にも

CULTURE & ARTS BULLETIN

動画の生成について言及がありますが、画像生成に限らず、動画生成や音楽生成を行う生成 AI との関係でも、事業者において、利用に際して検討すべき事項は基本的に同様です。但し、動画や音楽の生成にあたり、個人の動画や肉声をプロンプトに入力するなどが想定される場合には、それらとは無関係の画像の生成の場合と比較して、肖像権についての検討が必要となるほか、個人情報保護法についても一層留意する必要が高まるものといえます。

事業者においては、画像編等のガイドラインの雛形も参考にしつつ、自社の利用する生成 AI や提供するサービス態様等に照らして、必要な規定を取捨選択・加筆等しつつ、適切な運用に向けた社内ガイドラインを策定することが重要です。

(塚 有光子)

3. V・ファーレン長崎が前任監督らを国際サッカー連盟（FIFA）に提訴

2024年2月15日、サッカーJ2のV・ファーレン長崎は、同チームの前任監督であるファビオ・カリーレ氏らに対する契約破棄に伴う違約金等の請求に関して、国際サッカー連盟（以下「FIFA」といいます。）への提訴が完了したことを公表しました⁹。カリーレ氏は、2023年11月下旬時点で、V・ファーレン長崎との間で翌シーズンに係る監督契約の延長に合意をしておりましたが、同年12月、ブラジル2部サントスFCとの間で新たに監督契約を締結し、同チームの監督に就任しました。V・ファーレン長崎はカリーレ氏らによる一方的な契約破棄を理由として、同氏らによる違約金の支払いを求めてFIFAへ提訴したものとみられます。

さて、本件のようなスポーツに関する紛争の解決に際しては、スポーツ仲裁手続のようなスポーツ分野を対象とする裁判外紛争解決手続や競技団体内部の不服申立手続が利用されることが多くあります。その中でも、FIFAは、サッカーに関する紛争を解決するための機関として、Dispute Resolution Chamber（以下「DRC」といいます。）及びPlayers' Status Chamber（以下「PSC」といいます。）を設けています。これらはスポーツ仲裁手続とは異なり、FIFA内部の不服申立手続であるものの、211の加盟団体を有するFIFA¹⁰内部のDRC及びPSCの決定は、サッカーに関する紛争判断としては大きな影響力を有しています。このうち、クラブと選手との間の国際的な紛争に関しては、DRCによって裁定される一方で、本件のようにクラブと監督との間の雇用に関する国際的な紛争に関しては、PSCにより裁定されることとなります¹¹。

DRC及びPSCにおける審理手続は基本的に書面のみによって行われ¹²、口頭弁論については、必要に応じてのみ行われるほか¹³、反訴をする場合には指定された答弁

⁹ [ファビオ カリーレ監督及びスタッフとの契約終了 ならびに同人らに対する国際サッカー連盟\(FIFA\)への提訴完了のお知らせ | V・ファーレン長崎 \(v-varen.com\)](#)

¹⁰ [Member Associations \(fifa.com\)](#)

¹¹ Regulation on the Status and Transfer of Players (RSTP) 22条ないし24条

¹² Rules Governing the Procedures of the Players' Status Committee and the Dispute Resolution Chamber（以下「規則」といいます。）8条

¹³ 規則11条

CULTURE & ARTS BULLETIN

書の提出期限までに提出する必要があるとされています¹⁴。これらの規定から、FIFA は DRC 又は PSC においては迅速な審理を重視していることが伺われます。

なお、これらの手続に基づいて DRC 又は PSC において下された決定に対する不服申立は、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports : CAS）に申し立てられることとなります¹⁵。

近年のサッカー業界においては、選手及び監督の移籍件数や移籍金の増加傾向にあり、これに伴う紛争件数の増加も見込まれます。上述のとおり、FIFA における紛争解決機関として中心的な役割を果たしており、大きな影響力を有している DRC 及び PSC は、サッカーに関する紛争の有効な解決手段として注視していく必要があります。

(山下 泰周)

【編集後記】

- ◇ Lawyer's Pick でご紹介した美術品（近現代分野）に関する鑑定評価における本実施要綱案及び本ガイドラインは、美術品と親和性が高い税務分野における実務上の影響も想定されます。
- ◇ また、2023年5月号及び11月号に続き、ディーブローニング協会による生成AIに関するガイドラインをご紹介いたしました。各国において急速に整備が進められている生成AIに関するルール作りについては引き続き動向を注視していく必要があります。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてほしいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：小田 大輔、山下 泰周)

¹⁴ 規則9条3項

¹⁵ RSTP 23条4項、24条2項